

「横浜第2合同庁舎の管理・運営業務(電気・機械・監視制御設備点検等業務、執務環境測定等業務、警備業務)民間競争入札実施要項(案)」に係る意見募集の結果について

「横浜第2合同庁舎の管理・運営業務(電気・機械・監視制御設備点検等業務、執務環境測定等業務、警備業務)民間競争入札実施要項(案)」について、令和3年9月3日から令和3年9月16日までホームページ等を通じて意見募集を行い、3件のご意見をいただきました。皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも財務行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	回答	修正内容
1	実施要項案別紙6仕様書(警備業務)	36、37	5. 警備責任者(1)、(3)	<p>1 開庁日の所要警備員数は17名であり、シフト制を考慮すれば、30～40名の警備員が常駐する必要がある。また、警備員個々の技能レベルについては、実務経験年数等に差もあり、同一レベルで勤務させるためには、警備業務に必要な教育・指導を行わなければならない。上記を達成するため、警備長による次の教育等を継続的に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝礼における機会教育や現場での直接指導 ・年4回の緊急対処訓練 ・年1回の総員に対し技能審査 <p>2 警備員指導教育責任者(1号)は、施設警備の警備員に対し、業務処理のポイントを指導教育するノウハウを取得した者に与えられる資格であり、その存在は、業務処理に対する基準の維持に多大に貢献することが可能となる。</p> <p>3 以上のことから、教育・指導を担当する警備長は警備員指導教育責任者(1号)の資格保有していることが望ましいものと思料する。</p>	<p>警備長は「施設警備業務検定1級」の資格取得、「自衛消防業務講習」、「上級救命講習」の修了及び実務経験5年以上を満たすことを条件としている。</p> <p>「施設警備業務検定1級」は警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務を実施するために必要な知識及び能力を証明する資格である。他方、「警備員指導教育責任者(1号)」については、施設警備の指導教育に関する資格である。</p> <p>警備長は「施設警備業務検定1級」の資格取得、上記講習の修了、実務経験により当庁舎の警備において求められる能力を満たすものと考えられ、また、当該資格や実務経験により培われた能力、ノウハウを活用し、警備員に対し業務上必要な資格取得並びに技能の向上を図るとともに、必要な研修を行い、警備員の技能向上及び警備員の業務処理に対する基準の維持を図ることは可能であると考えられることから、警備長の要件に「警備員指導教育責任者(1号)」の資格保有を加える必要はないと考える。</p>	無
2	実施要項案【別表】(警備業務)	40	警備体制(令和6年11月1日から令和7年3月31日)	<p>駐車場のポスト数等のうち、「4ポスト・1名」となっているが、緊急時(満車、事故、火災等)の対応を考慮すれば、「4ポスト・2名」としなければ、庁舎全体の警備に支障をきたす可能性があるものと思料する。</p>	「4ポスト・2名」に修正を行う。	<p>警備位置: 駐車場 警備時間: 午前8:00～午後6:00</p> <p>4ポスト・2名 (ガードマンボックス2ポスト 駐車場誘導2ポスト 駐車場誘導2名)</p>
3	実施要項案別紙6仕様書(警備業務)	37	7. 合理的配慮の提供	<p>障害者からの意思表示があった場合の合理的な配慮の提供とは具体的にはどのような対応が想定されるか確認させて頂きたい。</p>	<p>例えば以下のような例が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎正面入口の階段やスロープでの歩行補助 ・筆談や読み上げでの意思疎通 ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする 	無

問い合わせ先
 関東財務局 横浜財務事務所 総務課
 合同庁舎管理室
 TEL: 045-211-1295